

短期入所生活介護重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。

(岐阜県指定 第2170800185号)

※当施設のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 友愛会 |
| (2) 法人所在地 | 岐阜県山県市大門803番地 |
| (3) 電話番号 | 0581-36-1050 |
| (4) FAX | 0581-36-2300 |
| (5) 代表者氏名 | 理事長 渡邊英里 |
| (6) 設立年月 | 平成13年8月9日 |

2. 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設・平成14年10月1日指定
県2170800185号 |
| (2) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム 山県グリーンビレッジ |
| (3) 管理者氏名 | 施設長 藤井俊朗 |
| (4) 理念 | <ul style="list-style-type: none">利用者の方々の意思を尊重し、自立の意欲を喪失することなく、豊かな安らぎのある生活が送れる施設を目指します。職員は常に利用者の方々やご家族の満足を念頭に置き、誠意を持って自己啓発と相互研鑽に励み、人間性と専門性を高めることに努力します。地域福祉の拠点として、地域住民との連携を密にし、幸せな福祉社会の実現に努めます。 |
| (5) 開設年月 | 平成14年10月1日 |
| (6) 入所定員 | 5人 |

ただし、施設の送迎は月曜日～土曜日に限らせていただきます。（やむを得ない事情によりお断りする場合もございます。）

12月31日から1月3日までは施設送迎はお休みさせて頂きます。

⑤第三者評価 福祉サービスの第三者評価を受けています。

実施年月日：令和4年10月11日

実施機関：特定非営利法人 岐阜後見センター

内容は当法人ホームページで確認下さい。

⑥健康管理 看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

〈サービス利用料金〉

基本料金（介護保険の給付対象となる利用料）

- ☆ 利用料金は別紙に記載しています。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
- ☆ 送迎費は片道からいただきます。
- ☆ 医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合は療養食加算がかかります。
- ☆ 居住費および食費については【介護保険負担限度額認定証】の提示により減額される場合があります。負担限度額については別紙参照してください。
- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の金額をいったんお支払いいただきます。要介護認定後、手続きをしていただくと自己負担額を除き介護保険から払い戻されます。（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。その際には「サービス提供証明書」を交付します。

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

① 特別な食事・食材

喫 茶：飲み物、お菓子付 1杯 50円、100円

② 理髪・美容 [理美容サービス]

月に2回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：カット＆ブロー 2,000円～

③ レクリエーション、クラブ活動、外出

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただく場合、

実費を負担いただくことがございます。

④ 複写物等のサービス

コピー 1枚につき 10円 FAX 1枚につき 30円

⑤ 日常生活品の購入

ティッシュペーパー 100円 1.5L ジュース 280円 他

*おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥ 居室電気使用料金（電気毛布等電化製品をご利用の場合）

利用料金: 1日 50円

所定の用紙にて使用届・中止届を出していただきます。

⑦ 買い物代行費

ご契約者の希望により職員による買い物代行を利用していくことができます。

代行日：毎週火曜日（祝日を除く）前日までに申し込み書を提出していただきます。

代行手数料: 1回 200円

（2）利用料金のお支払い方法

前記（1）の料金・費用は、翌月に口座振替にてお支払いください。ただし口座振替申し込みが期日に間に合わなかった場合は窓口又は振り込みにてお支払いください。

（3）利用の中止・変更・追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの追加をすることができます。この場合にはサービスの実施日前までに施設に申し出て下さい。
- 利用予定期間の前日までに申し出がなく当日になって中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

利用日の午前8時までに申し込みがあった場合 無料

利用日の午前8時までに申し込みが無かった場合 当日の自己負担分

- 食事を中止する場合は下記の時間までに施設に申し出て下さい。申し出があった場合は中止した食事の費用はいただきません。

朝食：前日の17時まで

昼食：当日の 8時まで

夕食：当日の14時まで

6. 契約の終了について

契約期間中は以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当事業所との契約は終了します。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から解約の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

（1）ご契約者からの解約の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても下記の場合には、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの申し出により解約していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当事業所との契約を解除していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

7. 個人情報の開示について

サービスを利用するにあたり、下記の事項についてご契約者およびご契約者の家族等の個人情報を開示させていただきます。

別紙『個人情報の利用目的』に基づいて運用しています。

- ① 施設内の名前の掲示（居室・配膳・作品の展示等）又、ご契約者をお呼びする場合、氏名での呼び出しを行うこと。
- ② 第三者からご契約者が入所されているか否かのお問い合わせ（窓口・電話）についてお答えすること。尚、上記以上のお問い合わせ（介護状況等）はお答え致しません。
- ③ 医療機関・介護サービス事業者との連携上、サービスの質の向上を目的とした評価機関による審査等ご契約者の心身の状況ならびにそれに付随して家族等の情報を提供する必要性がある場合、医療機関・介護サービス事業者からの照会への回答や医師等の意見・助言を求める場合。
- ④ 審査支払機関へのレセプトの提出、行政機関・保険者・介護サービス事業者への医療・介護・労災保険、公費負担医療に関する請求や連携の為の提出、照会等の場合。
- ⑤ 施設での様子をお知らせする手段として「山県グリーンビレッジ ホームページ」を作成し公開しています。ホームページで生活上の写真を掲載すること。
- ⑥ 契約者の顔写真を撮影させていただきます。検索など、緊急やむを得ない場合には警察等に開示させていただきます。

8. 連帯保証人

契約の締結にあたり、連帯保証人を1名お願いいたします。

- (1) 連帯保証人には、ご契約者の契約に係る一切の債務において、契約者と連携して履行する責任を負っていただきます。
 - ① ご契約者が、疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように契約者に協力していただきます。
 - ② 契約解除または契約終了の場合、事業者と連携してご契約者の状態に見合った適切な受け入れ先の確認に努めていただきます。
 - ③ 契約解除または契約終了の場合、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)を引き取っていただきます。
- (2) 連帯保証人は身分を証明するもの（運転免許証の写し等）を1部提出していただきます。

9. 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対しては、定期的に非常災害等の避難訓練を行います。

防火については、当施設の「消防計画」に基づき防火訓練等を行います。

10. 事故発生時の対応について

当施設のサービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村への連絡等必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に関して携った措置を記録します。併せて事故発生の原因追求、再発防止の検討を行います。

11. 身体拘束廃止について

当施設は厚生労働省より発行されている、身体拘束ゼロへの手引きに基づき身体拘束廃止に向けた介護を行っております。

当施設における『身体拘束廃止への指針』に基づき対応させていただきます。

緊急やむを得ない場合として、以下の三点を満たしている場合には身体拘束を行う場合があります。

- ① ご利用者ご本人、又は他のご利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- ② 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ③ 身体拘束その他の行動制限が一時的である

12. 実習生受け入れについて

施設職員の専門性を社会に還元する為、介護福祉士や初任者研修実習、あるいは官公庁や民間企業の職員研修等、さらには学生・生徒等に教育実習の場を提供いたします。

13. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

○苦情受付窓口（担当者）

[職名] 生活相談員 木野村 卓耶

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 (8:00～17:00)

① 苦情の受付方法

ご契約者、ご家族の皆様より以下の方法で苦情の受付を致します。

- ・ 苦情受付ボックスの設置…1F下足箱、2階・3階食堂に設置しています。
- ・ 電話による受付
- ・ 苦情受付機関（行政機関等）からの報告

②苦情の対応方法

1. 事実確認を致します。
2. 改善方法の検討を致します。
3. 苦情解決責任者（施設長）の決裁を頂きます。
4. 必要に応じて関係機関から情報収集をし、相談します。

③改善方法の掲示

- ・掲示板による掲示を行います。
- ・必要に応じて苦情解決責任者との話し合いの場を設けます。

（2）行政機関その他苦情受付機関

山県市役所 保健福祉部健康介護課	所在地 電話番号 受付時間	山県市高木1000番地1 (0581) 22-6838 月～金（祝日除く）8：30～17：15
岐阜県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	岐阜市下奈良2-2-1 (058) 275-9826 月～金（祝日除く）8：30～17：15
岐阜県 社会福祉協議会	所在地 電話番号 受付時間	岐阜市下奈良2-2-1 (058) 201-1561 月～金（祝日除く）8：30～17：15
岐阜市 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	岐阜市司町40-1 (058) 214-2093 月～金（祝日除く）8：15～17：30
関市 高齢福祉課	所在地 電話番号 受付時間	関市若草通3丁目1番地 (0575) 23-7730 月～金（祝日除く）8：30～17：15
もとす広域連合 介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	本巣下真桑1000 (058) 320-2220 月～金（祝日除く）8：30～17：15

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階
- (2) 建物の延べ床面積 4,309.19m²
- (3) 施設の周辺環境 緑豊かな日当たりのよい静かな環境です。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

- 介護職員**・・・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
- 生活相談員**・・・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
- 看護職員**・・・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をに行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
- 介護支援専門員**・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

3. サービス利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

火気類・刃物 等

(2) 面会

面会時間 8：00～19：00

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出るとともに、面会届に記入してください。

※飲食物（利用者への差し入れ）を持ち込まれた際には必ず介護職員に声をかけてください。

(3) 宗教活動等

当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行うことはできません。

(4) 外出

外出をされる場合は、事前にお申し出下さい。

(5) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(6) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

(7) 噫煙

施設内の喫煙場所以外での喫煙はできません。また、たばことライターは防災管理上、施設でお預かりさせていただきます。

4. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。又、事故発生時、事業者が法定勤務中であり事業者に過失がない場合には事業者は契約者に対し賠償責任は負えません。

平成14年10月1日 作成
平成17年10月1日 介護保険法改正
平成18年 4月1日 介護保険法改正
平成18年10月1日 改正
平成19年 5月1日 改正
平成20年 7月1日 改正
平成21年 4月1日 介護保険法改正
平成23年 4月1日 改正
平成23年 8月1日 改正
平成23年10月1日 改正
平成24年 5月1日 改正
平成25年 9月1日 改正
平成26年10月1日 改正
平成29年10月1日 改正
平成30年 4月1日 介護保険法改正
令和 元年12月1日 改正
令和 3年6月14日 改正
令和 5年11月15日 改正
令和 6年 4月1日 改正